



新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、今後も事業が中止、または日程が変更となる場合がありますので、直前の案内をご確認ください。

秋の総合健診(特定健診 各種がん検診)について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、今年度の集団健診は、1回あたりの受診人数を制限して実施しています。集団健診をご希望の場合は、お早めに下記の日程にお申し込みください。ご理解とご協力をよろしくお祈いします。

● 集団健診 (健診) 日程

期日		場所
令和2年	12月14日(月)、16日(水)、21日(月)	総合福祉センター
令和3年	1月24日(日)、25日(月)、27日(水)	
	1月28日(木)、29日(金)	中央公民館

- **受付時間** 午前8時30分から11時まで。混雑緩和のため受付時間を20分ごとに区切って案内しています。健診の案内票をご覧のうえ、受診してください
- **申込方法** 申込書が届いている人は、定員になり次第締め切りますので、早めに必要事項を記入して返送してください。また申込書が届いていない人で健診を希望する場合は、電話でご連絡ください
- **健(検)診内容** 各種がん検診(胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん・子宮がん・乳がん)、結核検診、特定健診、基本健診、肝炎ウイルス検診
- **申し込み・問い合わせ** 総合福祉センター保健棟まで

高齢者インフルエンザ予防接種

高齢者インフルエンザ予防接種の接種費用について、広報10月号で自己負担額1,300円と掲載しておりましたが、福岡県の補助事業で接種費用が免除されることになりました。この機会に早めに予防接種を受けましょう。

- **対象者** ①65歳以上の人 ②60歳以上65歳未満で身体障害者手帳1級程度の障がいを持つ人
- **接種期間** 令和2年10月1日から令和3年3月31日まで(感染予防のため12月中旬までに接種することが望ましい)
- **接種費用** 無料。なお、上記の対象者で生活保護世帯の人は診療依頼書が必要
- **問い合わせ** 役場保険健康課健康増進係まで

乳幼児健診・相談

10月の乳幼児健診は次のとおりです。該当者には事前に通知をしています。ご確認ください。

- **とき** 健診の内容によって異なりますので詳細は通知(案内)書をご確認ください
- **ところ** 総合福祉センター保健棟
- **内容** 身体測定・問診・小児科医診察・育児相談・栄養相談など

※お子さんのことで相談がある人は、随時個別に対応しますので、お気軽にお問い合わせください

区分	期日	対象児
4か月健診	11月12日(木)	令和2年6月16日から 令和2年7月15日生まれ
1歳半健診	11月5日(木)	平成31年3月31日から 平成31年4月22日生まれ
3歳健診		平成29年9月30日から 平成29年11月2日生まれ

※7、12か月健診は該当者に個別で通知しています

- **問い合わせ** 総合福祉センター保健棟まで

インフルエンザ任意予防接種費用補助

新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザの同時流行を警戒し、下記に該当する人のインフルエンザワクチン任意予防接種の費用を助成します。該当する人は、予防接種をした後に申請してください。

- **対象者** 鞍手町に住居登録のある生後6か月から18歳学年齢までの人
- **補助金額** 1人あたり4,000円まで

	条件	補助金額
例1	3,500円の予防接種を1回受けた	3,500円
例2	3,500円の予防接種を2回受けた	4,000円
例3	4,000円の予防接種を1回受けた	4,000円

※2回接種する人は、2回目の接種後に申請してください。

- **期間** 令和2年10月1日から令和3年2月28日までに接種したインフルエンザワクチン任意予防接種
- **申請方法** 保険健康課健康増進係に提出もしくは郵送
- **必要書類** ▷申請書=町ホームページよりダウンロード可能▷医療機関の発行する領収証=インフルエンザワクチン予防接種の内容が分かるもの(コピー可)▷対象であることを証明する書類=保険証等▷振込先口座を確認できる書類
- **問い合わせ** 役場保険健康課健康増進係まで



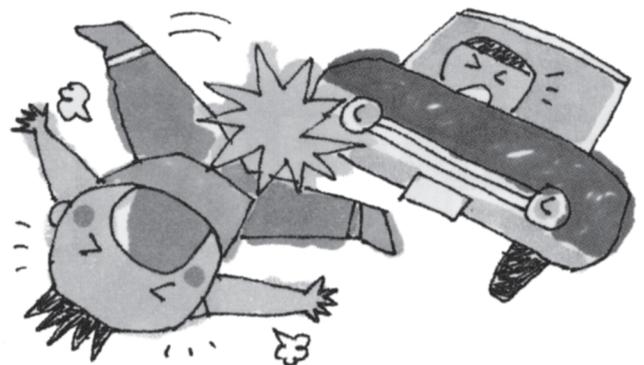
交通事故に遭ったら 示談の前に 必ず国保に届け出を

警察と
役場国保年金係に
必ず届け出を

医療費は加害者が
負担します

示談をするときには
慎重にしましょう

交通事故など、第三者の行為によってけがをした場合は、届け出をすることにより、国民健康保険で治療が受けられます。国保で治療を受けるときは、次のことに気を付けてください。



交通事故など第三者から傷害を受けた場合、その医療費は被害者に過失がない限り、加害者が全額負担するのが原則となっています。したがって、保険診療をした場合でも、加害者が負担するべき医療費は、国保が一時立て替えて支払うだけで、あとで国保がその医療費を被害者に代わって、加害者に請求することになります。

加害者と被害者の話し合いがついて、示談を取り交わしてしまつと、その示談で取り決めた内容が優先することがあります。そうなると、示談が成立した後は、加害者に請求できなくなる場合があります。交通事故で第三者から傷害を受けた場合は、示談をする前に、国保の届け出を済ませてください。

国保税は
しっかりと納めましょう

国保税の納め忘れなどのある場合は、国保が使えなくなる場合がありますので、お気を付けてください。

●必要なもの 保険証、印かん、事故証明書

①まず落ち着いて
落ち着きが何より大事。ショックのあまり冷静な判断を失ってはなりません。

②相手を確認
ナンバー確認のほか、運転免許証の必要事項も確かめましょう。



③必ず警察へ連絡を
警察への連絡を忘れてはいけません。同時に国保へ届けることも。



④示談は国保へ届け
出てから

国保で治療を受けたときは示談の前に必ず国保へ連絡。示談は焦ってする必要はありません。



交通事故は、遭わない、起こさないが第一ですが、万一のための心掛は、しっかり持つておきましょう。